

## 朝倉市地域公共交通活性化協議会及び朝倉市公共交通会議の傍聴要領について

### 1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会時刻までに会場で受付をし、係員の指示に従い会場に入室してください。
- (2) 傍聴者の受付は先着順に行い、定員になり次第、締め切り致します。

### 2 会場の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、3の事項に違反したときはこれを注意し、なお、これに従わないときは、退場していただくこととなります。

### 3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論や嘲笑、騒ぎ立てるなどの議事の妨害をしないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、会長の許可なく、会議の様態を撮影し、録音等を行わないこと。
- (5) 会場において、みだりに席を離れ、または不体裁な行為をしないこと。
- (6) 会場においては、携帯電話の電源を切るかモード設定を行うこと。(使用についてはそれを禁止します。)
- (7) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

### 4 傍聴者は、会議を公開しない決定があったとき、または会長（委員長）より宣告があったときは、速やかに退場してください。